

愛知県指定文化財の指定等について

このことについて、愛知県指定文化財の指定等をしたいので、別紙案を添えて
請議します。

平成29年2月7日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成29年1月20日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財及び天然記念物としての指定をする必要があるからである。

また、同じく愛知県文化財保護条例に基づき愛知県指定文化財の重要文化財指定による一部解除を行い、あわせて一部解除後の指定名称の変更をする必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(新規指定) 有形文化財 工芸品 2件

種別	名称	員数	所在地	所有者
工芸品	こんどうあつたごしゃみょうじんほんじかけぼとけ 金銅熱田五社明神本地懸仏	1面	知多市大興寺字落 田 52	宗教法人大興寺
	こんどうりょうかいだいにちによらい しょうかんのん 金銅両界大日如来・聖観音 ぼさつかけぼとけ えいにんよねんめい 菩薩懸仏 永仁四年銘	3面		

(新規指定) 記念物 天然記念物 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然 記念物	きたやましつち 北山湿地	1件	岡崎市池金町上落 合 16 番地 5	岡崎市

(案)

愛知県指定文化財の重要文化財指定による一部解除及び一部解除後の指定
名称の変更

(愛知県指定文化財の名称等)

種別	名 称	員 数	所 在 地	所有者	指定年月日
考古資料	へら ^が 描き ^{じんめん} 人面 ^{どき} 土器 及び ^{およ} 桜 ^{さくら} 皮 ^{かわ} 巻き ^ま 土器 ^{どき}	2点	安城市桜町 18 番 23 号	安城市	昭和 56. 11. 20

(解除された文化財) 有形文化財 考古資料 1 件

種別	名 称	員 数	所 在 地	所有者	解除年月日
考古資料	へら ^が 描き ^{じんめん} 人面 ^{どき} 土器	1点	安城市安城町城堀 30 番地 (安城市歴史 博物館)	安城市	平成 28. 8. 17

(指定名称を変更する文化財) 有形文化財 考古資料 1 件

種別	名 称	員 数	所 在 地	所有者
考古資料	桜 ^{さくら} 皮 ^{かわ} 巻き ^ま 小形 ^{こがた} 壺 ^{つぼ} 形 ^{かた} 土器 ^{どき}	1口	安城市安城町城堀 30 番地 (安城 市歴史博物館)	安城市



平成29年1月20日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 足立



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成28年7月29日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

- 1 有形文化財 工芸品 金銅熱田五社明神本地懸仏
- 2 有形文化財 工芸品 金銅両界大日如来・聖観音菩薩懸仏 永仁四年銘

指定理由書

種別	有形文化財 工芸品
名称	金銅熱田五社明神本地懸仏 <small>こんどうあつたごしゃみょうじんほんじかけほとけ</small>
員数	1面
所在地	知多市大興寺落田 52
所有者	宗教法人大興寺
法量	径 32.0cm 像高（大日如来）12.9cm
時代	鎌倉時代前期 12世紀末～13世紀前半

指定理由

銅、鍛造、鍍銀の鏡板の表面に、銅、鑄造、鍍金になる半肉彫りの大日如来ほかの五尊像を貼り付けた懸仏。鏡板表の中央に「亀背五社／本宮本地」、同裏面に「熱田亀背五社明神」と墨書がある。神仏習合思想によって、平安時代後期頃から、祭神を仏菩薩（本地）が仮の姿で現れた（垂迹）ものとする本地垂迹説が盛行し、中世に「御正躰」と呼ばれた懸仏が寺社に奉安された。本懸仏の墨書は、五尊が熱田宮五社の祭神の本地仏であることを示している。

中央の大日如来は智拳印を結ぶ金剛界大日如来で、周囲の四尊はこれよりやや小ぶりに表す。向かって左上には定印の阿弥陀如来、右下には左手に薬壺を持ち右手を施無畏印とする薬師如来が配される。また右上は、右手が施無畏印、左手が触地印の如来、左下は右手を施無畏印、左手は腹前で掌を上に向ける如来である。これらの四尊は、通例の金剛界五仏の四尊、すなわち阿闍・宝生・阿弥陀・釈迦の構成・印相に一致しない。その一方で、神宮徴古館蔵の熱田宮本地仏曼荼羅（室町時代）に描く四尊の印相に各々一致し、裏の貼紙の「熱田皇太神宮五座／中央 日本武尊 大日如来／西間 天照皇大神・櫛稲田姫命 阿弥陀如来／二間 素盞烏命 薬師如来／東間 宮酢姫 釈迦如来／其東間 稻種命 宝生如来」との記載も参照すると、右上が宝生如来、左下が釈迦如来であると判明する。

尊像の肉取りはいたって薄肉で、早期の懸仏の特色をよく示す。体軀や衣文の表現はやや簡略ながら、目尻の下がる穏やかな容貌は、藤原期の木彫仏の雰囲気をよく残している。衣文線は、太めの丁寧な蹴彫りによる。ただ、台座の蓮弁が

三重弁で表されるのは、鎌倉時代の密教法具の蓮弁表現と共通する特色である。上方の左右に付す花先形のかんざ鑲座は、猪目を透かし、三弁花と鑲台寄りにしべ蕊を半円形に表す以外、無地とする簡素な作行きである。側面を平面に近く仕上げる球形の鑲台に、楕円形に近いなすがた茄子形鑲を通す。

懸仏は平安時代後期、12世紀前半に見られはじめ、当初は尊像がごく薄肉であったものが、鎌倉時代に入って次第に高肉な立体的造形に移り変わる。本品の諸特徴は、建長元年（1249）の年紀を有する長野・岩殿寺蔵の十一面観音・聖観音・釈迦如来本地仏懸仏（重文）に近いが、同品が外周に界圈と墨座をめぐらすのに比べて古い表現形式である。よって、本品の製作時期は鎌倉時代前期、12世紀末から13世紀前半の製作とみなしうる。後代の補修等の形跡がほとんどない点も高く評価できる。なお、本懸仏が大興寺に伝来した経過は詳らかでない。境内には鎮守とされる八大神社が鎮座し、熱田五社明神と八幡三社を祀る。本懸仏と両界大日如来・聖観音菩薩懸仏は当社の御神体であったと伝えるが、逆に祭神構成はこれら懸仏の尊格に添った後代のものである可能性もある。

いずれにしても本品は、全国的にも類品の少ない早い時期の懸仏の作例であるのみならず、熱田五社の本地仏構成を知りうる最古の作例としてもきわめて貴重であることは間違いない。以上より、本作を愛知県指定文化財（工芸品）としてふさわしいものと考えらる。

（参考文献）

岡崎讓治「熱田明神本地懸仏など（大興寺蔵）」『大和文化研究』9巻1号 昭和39年

熱田五社明神本地懸仏



大日如来像



阿弥陀如来像



表面墨書



裏面墨書



指定理由書

種 別 有形文化財 工芸品
名 称 こんどうりょうかいだいにちによらい 金銅両界大日如来・しょうかんのんぼさつかけぼとけ 聖観音菩薩懸仏 えいにんよねんめい 永仁四年銘
員 数 3面
所在地 知多市大興寺落田 52
所有者 宗教法人大興寺
法 量 (金剛界大日如来懸仏) 径 31.0cm 像高 12.7cm
(胎蔵界大日如来懸仏) 径 30.5cm 像高 12.4cm
(聖観音菩薩懸仏) 径 30.7cm 像高 12.6cm
時 代 鎌倉時代 永仁四年 (1296)

指定理由

ヒノキ板に銅、鍛造、鍍銀の鏡板を張り、表面に銅、鑄造、鍍金になる半肉彫りの金剛界・胎蔵界の両界大日如来と聖観音菩薩の尊像を貼り付けた懸仏である。

尊像は高肉に表すものの、腕・膝等の造形は曖昧な表現になり、衣文も太めの毛彫りで簡略に表される。金剛界大日如来は智拳印、胎蔵界大日如来は定印を結び、聖観音菩薩は左手に未敷蓮華を執り、右手をこれにかざす形をとるが、蓮華は欠失する。天冠台上の中央に小孔が開くのは、化仏を付けていたものとみられる。また三尊とも、銅鎖に水色・白・赤のガラス小玉を通した簡略な胸飾を付ける。頭髮に墨もしくは群青の彩色を認める。台座は扁平な半球形に近い膨らみをもたせ、毛彫りで重弁の蓮弁を表す。金剛界大日如来と聖観音菩薩は、上端を柄、下端を針金で留める。一方胎蔵界大日如来は、上端・下端ともに柄で留める。

尊像の上方には銅板製の天蓋を鉾で留めていたとみられるが、聖観音菩薩懸仏以外は完全に脱落し鉾のみを残す。また尊像左右には、一對の銅鑄製花瓶を取り付ける。花瓶の一部は下端が空き、中子土が見える。

鏡板の外周には幅の広い覆輪をめぐらし、その内側にやや幅狭の界圈をめぐらす。外区には二個一組の墨座を八組打つ。左右上方には、銅鑄製の大振りな獅子嚙形鑲座を取り付ける。獅子の目に朱の彩色を施す。鑲台は宝珠形になる。

以上の尊像や鑲座には、鑄造時の銅湯回りの不良による鑄欠け孔を所々に認めるが、保存状況は押しなべて良好である。

鏡板の裏面には、以下の墨書を認める。

(金剛界大日如来懸仏)

尾州知多郡大野庄

大福寺之御正躰也

永仁二二年十一月廿六日

勸進僧賢智

敬白

(胎藏界大日如来懸仏)
尾張國知多郡大野庄
大福寺之御正躰也
勸進僧賢智
永仁二二年十一月廿六日
敬白

(聖観音菩薩懸仏)
尾張國知多郡大野庄
大福寺御正躰也
永仁二二年 十一月廿六日
敬白

※このほか別筆のかな書きと、さらに別筆の「八幡大明神」墨書がある。

3面の懸仏は全くの同工で、尊像を高肉に造形し、天蓋や花瓶などの荘厳を設けて、界圀・墨座や獅子嚙座を表す早い時期のもので、鎌倉時代盛期の特色をよく示している。墨書も同筆とみてよく、知多郡大野庄大福寺に祀る本地仏を表し、永仁四年(1296)に製作、奉懸されたものであることは疑いない。

なお、これらを所蔵する大興寺は、内藤東甫撰『張州雜誌』に、「開基一色太郎範氏、開山夢窓国師」と伝える。一色範氏(1300～69)は、足利尊氏に従い九州制庄に向かう少し前の嘉暦三年(1328)に大野庄に入り(『知多郡史』)、貞和元年(1345)に範氏が大興寺を再興した旨を本尊大日如来の蓮台に記すと『張州府志』にある。しかし大興寺に関する中世史料は知られず、範氏は建武三年(1336)より初代九州探題を務めていて貞和頃に当地にいないなど、大興寺開基の事績はなお検証の必要がある。

大興寺本尊が平安時代の造像になる金剛界大日如来坐像であり(胎内に永久二年(1114)罹災、延応二年(1240)修理の墨書。知多市指定文化財)、この懸仏の尊格と一致していることと、墨書銘の大野庄が前述の一色範氏大興寺開基伝などにより、一帯の地域を指すと考えられることから、これら三面の懸仏が当初から当寺に奉懸されたもので、「大福寺」が当寺の古称を示すと解釈されてきた。

ちなみに、境内の八大神社は大興寺鎮守とされ、熱田五社明神と八幡三社を祀っている。両界大日如来・聖観音菩薩懸仏と熱田五社明神本地懸仏は当社の御神体で、両界大日如来・聖観音菩薩懸仏の三面を八幡三社の本地とされるが、聖観音菩薩懸仏の裏の「八幡大明神」墨書はやや新しい可能性もある。さすれば八大神社の祭神構成は、元より伝来していたこれら懸仏の尊格に添った後代のものである可能性も捨てきれない。

以上のごとく、大興寺の開基、大野庄大福寺との異同、鎮守との本地仏関係などいずれも不確実な状況で、3面の懸仏が製作当初に大興寺鎮守の御正躰であったと断言するのはいささか難しい。とはいえ、これらが鎌倉時代後期の懸仏の秀作にして典型作であることは間違いなく、墨書銘が大興寺、あるいは大野庄大福寺の寺史、鎮守との関係などについて、知られざる事情を示す史料価値を有することも相まって、すこぶる貴重な中世工芸の作例であることに変わりはない。よって、本作を愛知県指定文化財(工芸品)としてふさわしいものとする。

(参考文献)

岡崎譲治「熱田明神本地懸仏など(大興寺蔵)」『大和文化研究』9巻1号 昭和39年

金銅兩界大日如来・聖觀音菩薩懸仏
金剛界大日如来懸仏



金剛界大日如来像



金剛界大日如来像の取付状況



金剛界大日如来 獅子嚙形鑲座



金剛界大日如来懸仏裏面



胎藏界大日如来懸仏



胎藏界大日如来懸仏尊像裏面



胎藏界大日如来懸仏裏面



聖觀音菩薩懸仏



聖觀音菩薩懸仏裏面





平成29年1月20日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 足立



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成28年7月29日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

- 1 記念物 天然記念物 北山湿地

指定理由書

種別	天然記念物（植物）
名称(員数)	北山湿地（1件）
面積	26.595ha
所在地	岡崎市池金町字上落合16番地5
所有者	岡崎市
住所	岡崎市十王町二丁目9番地
指定理由	<p>本湿地は昭和54年に民間事業者の乱開発の防止と乙川の水資源の確保を目的として岡崎市が購入した。平成19年に市民ボランティアグループ「おかざき湿地保護の会」が設立され、毎月第3土曜日に、水路の整備、下草刈り、不要な樹木の伐採などの保全活動を行っている。また、平成21年2月に岡崎市自然環境保全条例に基づく「岡崎市自然環境保護区」に指定され、動物の捕獲、竹木の伐採、植物の採取などの行為が規制されている。</p> <p>本湿地の水源である上流域は森林で覆われており、雨水の浸透能力の低下が危惧され、このまま放置されると水量の減少が懸念される。湧水湿地の現状を維持するためには人為的な攪乱等が必要である。愛知県文化財保護指針ではこのような保全・管理に関する方針をまとめた保全管理計画の作成が重要視されているようであることから、平成27年度に平成21年度策定の北山湿地保全計画を見直しすることとし、保全を行う際の基本方針や湿地ごとの具体的な保全方法が検討され、本湿地が将来にわたり保全されるよう新たな計画を策定した。さらに、本湿地における代表的植物種においては遺伝的多様性が調査され、絶滅確率の推定等も行われている。また、ギフチョウの食草であるヒメカンアオイを、遺伝子汚染を避けるため、移植個体および移植先のヒメカンアオイの遺伝子解析をし、移植を行うという学術的にも先駆的な作業を行っている。</p> <p>本湿地では、毎年、春、夏、秋の年3回、岡崎市の主催で自然観察会が開催され、多くの市民に湿地のすばらしさの紹介や、自然環境の啓発が行われている。近年では、小学校のクラス単位による環境学習も行われており、子供たちの環境意識の向上に貢献している。また、平成28年4月には本湿地を主な会場として第25回「湿地サミット」が開催され、県内の湿地関係者が集まり新たな湿地保全のあり方等についての提言が行われた。</p> <p>このように北山湿地は、固有の希少な動植物相を有する岡崎市最大の湿地であり、多くの市民により保全されてきたため、今後も適切な保存を必要とするものである。</p>

北山湿地



北山湿地で見られる動植物
オオミズゴケ



ヒナノシヤクジョウ



ムラサキミミカキクサ



コムゾソバ



ハッチョウトンボ



ヒメタイコウチ



ギフチョウ





平成29年1月20日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 足立 守



愛知県指定文化財の重要文化財指定による一部解除及び一部解除後の指定
名称の変更について（答申）

平成29年1月20日付けで諮問のありました文化財について、愛知県文化財保護
審議会において審議の結果、県指定文化財の重要文化財指定により一部解除すると
ともに、一部解除後の指定名称の変更を可とする旨、答申します。

なお、名称変更の理由については別紙のとおりです。

記

有形文化財（考古資料） 桜皮巻き小形壺形土器

愛知県指定文化財の重要文化財指定による一部解除及び一部解除後の指定名称の変更理由書

- 1 種別 有形文化財（考古資料）
- 2 名称 桜皮巻き小形壺形土器
- 3 員数 1口
- 4 法量 器高 11.9cm、口径（推定）11.4cm
胴部最大径（被覆状態）13.8cm、底径 4.8cm
- 5 所在地 安城市安城町城堀30 安城市歴史博物館
- 6 所有者 安城市 安城市桜町18番23号

亀塚遺跡は、鹿乗川流域の沖積地と碧海台地上に南北約 4km にわたって展開する鹿乗川流域遺跡群のほぼ中央に位置し、発掘調査は、現在まで昭和 48 年、昭和 52 年、平成 10 年の 3 回行われた。

昭和 48 年の発掘で出土した弥生時代の壺形土器は、幅 4～6mm の紐状樹皮が網状に覆っており、しかも良好な被覆状態でみいだされた希有な例であると判明した。当該樹皮は「桜の皮」とみなされた。また、奈良国立文化財研究所によって保存処理がなされ（『埋蔵文化財ニュース』31）、遺存状態が保たれることとなった。ついで、昭和 52 年の発掘で出土した弥生時代の壺形土器は、復元作業の結果、胴部には、細かい線によって顔面（目、鼻、耳、口さらにはヒゲあるいは入れ墨）が描かれていた。類例博搜の結果、希少な例であると判明した。昭和 52 年出土壺形土器は「へら描き人面土器」、昭和 48 年出土壺形土器は「桜皮巻き土器」と呼称され、あわせて「へら描き人面土器及び桜皮巻き土器」として、昭和 56 年 11 月 20 日に県指定文化財に指定された（「愛知県教育委員会告示」第 16 号）。

「へら描き人面土器」は、「人面文壺形土器 附 線刻土器片」という名称で、平成 28 年 8 月 17 日に国重要文化財の指定を受けた（「官報」号外第 181 号）。それを受けて、「桜皮巻き土器」についての対応を検討することとした。まず、紐状樹皮が「桜」であることを同定した鑑定書がみあたらず、あらためて鑑定依頼した結果、「サクラ属」の「外樹皮」と同定された（「安城市亀塚遺跡出土樹皮巻き土器の巻き付け材の素材植物」）。この樹皮同定は全国初となる。また、「ヤマザクラである可能性は高い」と述べられた。したがって、「桜皮巻き」は継承するべきと判断した。ついで、「桜皮巻き」の状態を再実測した結果、器高 11.9cm、口径（推定）11.4cm、胴部最大径（被覆状態）13.8cm、底径 4.8cm の壺形土器の頸部以下胴部・底部にかけて、土器を包むように紐状樹皮を巻き付けた希有な例であると判断した。小形および壺形土器であることがこの被覆状態を可能にしたと推測できるために、大きさと器種を明記するべきと判断した。

以上から、希有な例である「桜皮巻き土器」は、「桜皮巻き小形壺形土器」と名称変更するべきとの判断に至った次第である。

桜皮巻き小形壺形土器（正面から）



桜皮巻き小形壺形土器（上から）



愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美術 工芸品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 7		1 0 7
		工 芸 品	1 0 7	2	1 0 9
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4		4 4	
記念物	史 跡	4 3		4 3	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 2	1	6 3	
合 計		6 1 0	3	6 1 3	